

こ 成 保 4 9 9
7 文 科 初 第 1230 号
令 和 7 年 8 月 27 日

各 都道府県知事 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の
留意事項について」の一部改正について

特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付けこ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）により行われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

都道府県知事におかれては、管内の市区町村に対して周知を図られたい。